

(仮称)北海道小樽余市風力発電所

環境影響評価方法書

令和2年11月

双日株式会社

本書に掲載した地図の作成に当たっては、国土地理院発行の電子地形図 25000、電子地形図 20 万及び基盤地図情報を加工して作成した。

本書の著作権は、双日株式会社に帰属します。

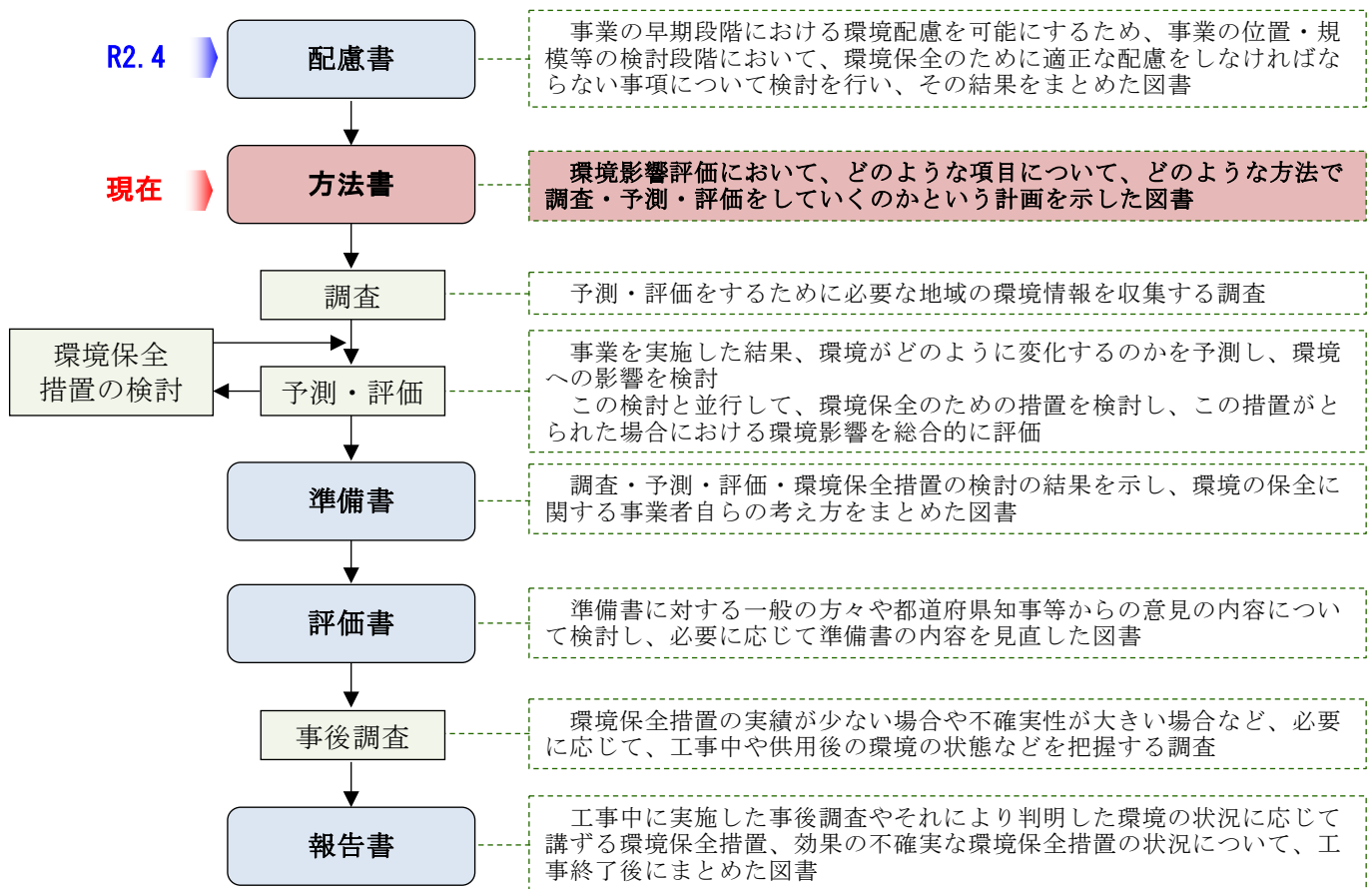
著作権者である双日株式会社の許諾なく無断で複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

まえがき

本方法書は、(仮称)北海道小樽余市風力発電所に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」*1、「発電所アセス省令」*2、「電気事業法」*3に基づき、所要の事項をとりまとめたものです。

環境影響評価は、下図に示すとおり「配慮書」、「方法書」、「準備書」の各図書に対して一般の方々や都道府県知事等から意見を頂き、その結果を以降の手續に反映させる仕組みとなっています。

本方法書では、事業評価において、**どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画**をまとめました。



出典：「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省、平成24年2月)より作成

環境影響評価の手續の流れ

- *1: 「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)
- *2: 「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)
- *3: 「電気事業法」(昭和39年法律第170号)

(白紙のページ)

目 次

ページ

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1(1)
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1(3)
2.1 対象事業の目的	2-1(3)
2.2 対象事業の内容	2-2(4)
2.2.1 特定対象事業の名称	2-2(4)
2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類	2-2(4)
2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	2-2(4)
2.2.4 対象事業実施区域	2-2(4)
2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	2-2(4)
2.2.6 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化 することとなるもの	2-8(10)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1(19)
3.1 自然的状況	3-1(19)
3.1.1 大気環境の状況	3-1(19)
3.1.2 水環境の状況	3-18(36)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-33(51)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-36(54)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-41(59)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-81(99)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3-90(108)
3.2 社会的状況	3-94(112)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-94(112)
3.2.2 土地利用の状況	3-99(117)
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-104(122)
3.2.4 交通の状況	3-110(128)
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況	3-112(130)
3.2.6 下水道の整備状況	3-121(139)
3.2.7 廃棄物の状況	3-121(139)
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に 係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-126(144)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	4-1 (201)
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4-1 (201)
4.2 調査、予測及び評価の手法の選定	4-6 (206)
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-8 (208)
4.3.1 騒音及び超低周波音	4-8 (208)
4.3.2 風車の影	4-21 (221)
4.3.3 動物	4-32 (232)
4.3.4 植物	4-47 (247)
4.3.5 生態系	4-57 (257)
4.3.6 景観	4-63 (263)
4.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場	4-74 (274)
4.4 総合的な評価	4-79 (279)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	5-1 (283)
5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見	5-1 (283)
5.2 事業者の見解	5-6 (288)
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1 (291)
6.1 環境影響評価の項目の選定	6-1 (291)
6.1.1 環境影響評価の項目	6-1 (291)
6.1.2 選定の理由	6-7 (297)
6.2 調査、予測及び評価の手法の選定	6-10 (300)
6.2.1 専門家等へのヒアリング	6-10 (300)
6.2.2 調査、予測及び評価の手法の選定理由	6-13 (303)
6.2.3 調査、予測及び評価の手法の選定結果	6-14 (304)
第7章 その他環境省令で定める事項	7-1 (373)
7.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに、 事業者の見解	7-1 (373)
7.1.1 配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解	7-1 (373)
7.1.2 配慮書に対する関係地方公共団体の長の意見及び事業者の見解	7-39 (411)
7.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を 決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	7-47 (419)
7.2.1 配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果	7-47 (419)
7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る 検討経緯	7-55 (427)

第 8 章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	8-1 (435)
資料編	資-1 (437)
既存資料調査 生物種目録	資-3 (439)

(白紙のページ)